

学校における携帯電話の取扱い等に関するガイドライン

奈良市教育委員会

令和3年2月

1 趣旨

昨今、登下校中に児童生徒が自然災害や犯罪等に巻き込まれた場合に、緊急連絡手段として携帯電話を活用できるよう期待する声が多くなったことを受け、文部科学省では「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」を設置し、学校における携帯電話の取扱い等について検討がされた。

そうした中で、文部科学省は令和2年7月31日付け初等中等教育局長通知「学校における携帯電話の取扱い等について」において、小学生の学校への携帯電話の持込みについては原則禁止とするが、緊急の連絡手段とせざるを得ない場合や、やむを得ない事情がある場合には例外的に持込みを認めることも考えられる。また、中学生の学校への携帯電話の持込みについては原則禁止としながらも、一定の条件について学校と生徒・保護者間での合意がなされた場合は、学校への持込みを認める等の考え方を示した。

このことから、奈良県教育委員会では、学校における携帯電話の取扱い等がより適切に行われることを前提として、令和2年9月に「学校における携帯電話の取扱い等に関するガイドライン」を示し、携帯電話は学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校への持込みについては原則禁止とし、個別の状況に応じてやむを得ない事情がある場合は例外を認めることとしている。

それに伴い、本市においても、学校への携帯電話の持込みは原則禁止の方針を継続し、児童生徒の通学路での安全・安心の確保の観点から、登下校中に限り一定の条件のもと一部持込みを容認するとともに、学校における携帯電話の取扱いに関するルールや方針を示すため、このガイドラインを策定する。

2 学校における携帯電話の取扱いに関する考え方

携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とする。ただし、登下校中に防災・防犯上の緊急連絡や所在確認等のために携帯電話を使用する目的においてのみ、例外的に持込みを認める。また、登下校中及び校内における携帯電話の破損・紛失・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とする。

なお、携帯電話の持込みを認める場合には、学校と児童生徒・保護者との間で以下の事項で合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている場合に限る。

- ① 携帯電話の利用について、児童生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、児童生徒や保護者が主体的に考え、協力してつくる機会を設けること
- ② 学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること

3 学校における携帯電話の取扱いに関するルール作成上の留意事項について

携帯電話の取扱いに関するルールや方針を作成する際は、以下に示す事項、若しくは、同義の事項を含むこととする。

また、学校のほか、児童生徒や保護者が主体的に考え、協力してルールを作成することとする。

(1) 校内での携帯電話の取扱いについて

- ① 校内では、携帯電話を使用させない。
- ② 校内では、携帯電話の電源を切るように指導する。
(キッズ携帯等、簡単に電源が切れないようなものについてはその限りではない。)
- ③ 校内での携帯電話の管理は、原則、児童生徒自身に行わせる。
(登校後、学校が預かり下校時に返却するなど学校が示した保管方法でも可とする。)
- ④ 児童生徒が学校の示したルールに従わない場合は、保護者と協力して指導を行う。

(2) 登下校中の携帯電話の取扱いについて

- ① 児童生徒に対し、登下校中に防災・防犯上の緊急連絡や所在確認等以外で携帯電話を使用させない。
- ② 児童生徒に対し、登下校中は携帯電話を鞆等に入れて管理させる。
- ③ 児童生徒が登下校中に携帯電話を目的外で使用する等、ルールに従わない場合は、保護者と協力して再発防止のための指導を行う。

4 家庭や地域に対する働きかけについて

携帯電話の使用に伴うトラブルは、学校の内外を問わず発生する可能性があり、トラブルを未然に防ぐためには、学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要である。携帯電話を児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは保護者がその利便性や管理、危険性について十分理解した上で、各家庭において判断をする必要がある。そのためには、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりと利用状況の把握、学校・家庭・地域など身近な大人が連携した児童生徒を見守る体制づくり等を行う必要がある。

学校及び教育委員会等は、児童生徒をネット上のいじめや犯罪被害から守り、また、加害行為をさせないために、引き続き、保護者を始めとする関係者に対し、使用するアプリケーションやサービスの把握やパスワードを設定する等、携帯電話を通じた有害情報の危険性やその対策について、啓発活動を積極的に行い、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進に努めることとする。

5 学校における情報モラル教育の取組について

急速に発展する情報化社会において、児童生徒が情報を正しく安全に利用し、かつ、犯罪被害等の危険性から自分自身の身を守るには、学校における情報モラル教育は極めて重要である。そのため、学校における情報モラル教育について、児童生徒が主体的に考え、互いに話し合う機会や携帯電話やインターネットの利活用の在り方、セルフルールを考える機会の提供など、児童生徒の発達段階や実態に応じた指導の工夫と充実に努めることが必要である。また、文部科学省や各種団体等が作成している教材等を活用し、児童生徒がネット上のいじめや違法・有害情報に関する犯罪等の加害行為をしたり、その被害者にもならないよう指導することとする。

6 いじめやトラブル等への対応について

携帯電話に関わるトラブル等が発生した場合は、事実を確認し、関係する児童生徒に指導を行うとともに、保護者にも家庭での指導や協力をお願いする。

さらに、携帯電話の使用に伴ういじめやトラブルについては、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、各校のいじめ防止基本方針等を活用し、いじめの防止、いじめの早期発見及び対応を適切に行うこと。また、必要に応じて警察等の関係機関とも連携して、組織的に対応することとする。特に、いじめが発生した場合は、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度を示し、迅速かつ適切な対応を行って、課題解決と再発防止に努めることとする。

7 教員の研修と児童生徒・保護者への情報提供について

携帯電話に関わる危険性や具体的な事例、最新の情報や事案への対処法について、積極的に教職員研修を行う。また、保護者に対し、研修会や講演会等を通じて、携帯電話の危険性やトラブルの対処方法、学校で行った指導内容等について、積極的に情報の共有や啓発に努め、児童生徒や保護者に対し、トラブルが起こった際の相談窓口について情報の提供を行うこととする。

～携帯電話の定義～

本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下の物をいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能やGPS機能を搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォン（通称「ガラケー」）やスマートフォン

※タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、携帯電話等の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）は含みません。